

○鈴鹿工業高等専門学校取引金融機関選考規則

平成16年4月1日
規則第52号

最終改正令和7年3月24日

鈴鹿工業高等専門学校取引金融機関選考規則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（平成16年高専機構規則第34号）第20条の規定に基づき、本校における取引金融機関（ゆうちょ銀行を含む。以下同じ。）の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第2条 校長は、取引金融機関を適正に選考するため、必要に応じて取引金融機関選考委員会（以下「委員会」という。）を設けるものとする。

(委員会の組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長、副校長、学生主事及び寮務主事
- (2) 事務部長、総務課長及び学生課長
- (3) その他校長が指名した者

(委員会の運営)

第4条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(審議事項)

第5条 委員会は、取引金融機関の選考に関し、次の各号に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 外部機関の格付け
- (2) 総資産、純資産、資本金、預金量、総貸出量、自己資本比率、債権の種類別残高、保全率及び収益・利益・株価の過去の推移等
- (3) セキュリティ対策、リスク管理体制及び外部に対しての情報公開への取組状況
- (4) 振込手数料及び振替手数料の料金体系
- (5) ペイオフへの対応
- (6) ファームバンキングの利用・利便性（コストを含む。）
- (7) 公共機関等との取引実績及び取引条件
- (8) 本校の対応人員及び来校頻度等サービス面

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要があると認められるときは、学外の有識者を委嘱し、意見を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課財務・経理係において処理する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年8月4日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年3月2日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。